

1. 案内情報

- ① 手続名 : 危険物運搬の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第23条第4項
- ③ 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- ④ 提出時期 : 特定港内又は特定港の境界附近において、危険物を運搬しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・1通
- ⑧ 申請書様式 : 危険物運搬許可申請書（第7号様式）
- ⑨ 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- ① 審査基準 : (1) 全種類共通
 - ア 危険物専用岸壁以外の場合
 - (ア) 荷役許容量を超えない場合
荷役許容量を超えないことが確認されること。
 - (イ) 荷役許容量を超える場合
危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案し、荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等によって、荷役の安全性が確保されることが確認されること。
 - イ 危険物専用岸壁の場合
当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に関わる安全対策等が遵守されること。
 - ウ 包括許可を行える場合
 - (ア) 荷役の回数が非常に多いこと（概ね月10回）。
 - (イ) 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。
 - (ウ) 危険物の専用船であること（一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと）。

(エ) 船内の消火設備及び火気管理が十分であること。

(オ) 荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。

(カ) 荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 引火性危険物の場合

ア 夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。

イ 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。

②標準処理期間 : 10分～1時間程度（荷役許容量を超える場合は1～7日、包括許可の場合は1～10日）

③不服申立方法 :